

2019年9月6日

「厚生年金基金実務基準」の取扱いについて

公益社団法人日本年金数理人会

理事長 小川伊知郎

平成26年4月1日を施行日とする厚生年金保険法等の改正に伴い、厚生年金基金の新規設立が認められないこと及び解散・代行返上による厚生年金基金の減少を受け、厚生年金基金実務基準の改定の要否について理事会にて検討してまいりましたが、平成26年11月以降の改定を行わないこととなりましたので、お知らせいたします。

その後の法令等の改正を含め、適正な年金数理に基づく実務遂行をお願いいたします。

以上